

給与支払事務集中管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十七号

給与支払事務集中管理規則の一部を改正する規則

給与支払事務集中管理規則（昭和四十年六月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）第二条第四号に規定する総務事務システム」を「電子計算機を利用して、職員の人事、給与、福利厚生等に関する事務の処理を行うシステムで総務部総務厚生センター所長が管理するもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。